

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社における船員保険の資格取得日は昭和15年6月1日、資格喪失日は同年12月19日、引き続き同事業所における資格取得日は16年1月28日、資格喪失日は同年2月25日、B社における資格取得日は同年12月3日、資格喪失日は18年2月24日、C社における資格取得日は同年8月23日、資格喪失日は同年9月19日であると認められることから、申立期間①のうち、これらの4つの期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②及び③については、申立人のD社における船員保険の資格取得日は昭和19年3月4日、資格喪失日は21年4月1日、引き続き同事業所における資格取得日は同年7月2日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、両申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、上記期間の標準報酬月額については、申立期間①のうち、昭和15年6月から同年11月まで、16年1月、同年12月から18年1月まで、同年8月、申立期間②及び③は1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年6月頃から19年2月頃まで
② 昭和19年3月4日から21年4月1日まで
③ 昭和21年7月2日から同年10月1日まで

申立期間①については、私は、D社と思われる事業所の所有船舶で船員として勤務していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

申立期間②及び③については、いずれもD社の所有船舶で船員として勤務していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

このため、年金事務所へ照会していたところ、平成23年10月になって、私と同姓同名で、かつ、生年月日も同一日の申立期間②及び③に係るオンライン記録が見つかったが、同事務所の説明では、これらのオンライン記録と紙名簿の内容が相違するなどとして、私の基礎年金番号に統合できないまま

になっている。

申立期間②及び③のみならず、申立期間①においても働いていたと思われるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認め記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、船員保険被保険者台帳では、申立ての船舶所有者名とは異なるものの、i) A社(船舶名はE丸)に係る昭和15年6月1日から同年12月19日までの期間及び16年1月28日から同年2月25日までの期間、ii) B社(船舶名はF丸)に係る同年12月3日から18年2月24日までの期間、iii) C社(船舶名はG丸)に係る同年8月23日から同年9月19日までの期間に関して、申立人の戸籍上の氏名の一部及び生年月日の一部が相違している、基礎年金番号に未統合の船員保険の被保険者資格記録が確認できる。

また、厚生労働省社会・援護局業務課が保管している申立人に係る「船員カード」には、「船主名」、「船名」及び「乗船・下船日」が記載されているところ、前述の被保険者台帳上の被保険者資格記録とほぼ一致する、それぞれi)「H社、E丸、15.4.29～15.12.18」及び「H社、E丸、16.1.27～16.2.24」、ii)「F丸、16.11.18～18.3.22」(船主名の記載は無し)、iii)「C社、G丸、18.8.23～18.9.18」との記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、基礎年金番号に未統合の当該記録は、申立人の被保険者資格記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び③については、オンライン記録では、船舶所有者名は不明であるものの、申立人の戸籍上の氏名及び生年月日と一致する、いずれの基礎年金番号にも未統合となっている船員保険の被保険者資格記録が確認できる。

また、申立期間②及び③に関しては、i) I社(D社へ名称変更)のJ丸に係る船員保険被保険者名簿、ii) D社に係る船員保険被保険者名簿、及びiii) 船員保険被保険者台帳には、いずれも申立人の戸籍上の氏名及び生年月日と一致する被保険者が掲載されている上で、上記のオンライン記録に対応した各々の資格取得日及び喪失日の全てが記録されていないが、それぞれの名簿・台帳には、オンライン記録と同一日の「申立期間②に係る資格取得日」、「申立期間③に係る資格取得日」、「申立期間②に係る資格喪失日」と

一致する日付」及び「申立期間③に係る資格喪失日と一致する日付」が記録されている。

さらに、厚生労働省社会・援護局業務課が保管している申立人に係る「功績調査票」では、申立人が申立期間②の始期とほぼ同じ昭和 19 年 4 月 21 日付けで海軍の軍属となったとされているところ、「所轄」欄及び「官（職）」欄にはそれぞれ「J丸」、「操機長」と記載されており、これらの記載は、前述した「I社のJ丸に係る船員保険被保険者名簿」及び「船員保険被保険者台帳」上にある職務内容と一致している。

加えて、前述した「I社のJ丸に係る船員保険被保険者名簿」に掲載されている申立期間②当時の被保険者のうち、連絡の取れた者は、「私は、当時のJ丸において操舵手の責任者だった申立人をよく覚えている。当該船舶には当時、申立人と同姓の者は他にいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、基礎年金番号に未統合の当該記録は、申立人の被保険者資格記録であると認められる。

なお、申立期間②及び③に係る標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条の規定に準じ、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 15 年 12 月 19 日から 16 年 1 月 28 日までの期間、同年 2 月 25 日から同年 12 月 3 日までの期間、18 年 2 月 24 日から同年 8 月 23 日までの期間、及び同年 9 月 19 日から 19 年 2 月頃までの期間については、申立てのD社は、船員保険船舶所有者名簿により 38 年 9 月 21 日付けで同保険の適用事業所ではなくなっている上、前述の被保険者台帳に記載のあった、i) A社は、船員保険船舶所有者名簿により 31 年 2 月 8 日付けで同保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) B社では、「昭和 10 年代から現在までの船員保険の加入記録等を記載した人事台帳を保管しているが、この台帳には、申立人のものと見られる記載は確認できなかった。当時の船員保険の適用状況については、当時の資料が無いことから不明である。」旨回答していること、iii) C社を引き継ぐとしているK社では、「当時のG丸の船員保険の適用状況については、当時の資料が無いことから不明である。」旨回答していることなどから、これらの期間における申立人の勤務実態、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年12月、15年3月及び同年4月は26万円、同年5月は18万円、同年6月は16万円、同年7月は22万円、同年8月は18万円、同年12月及び16年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は19万円、同年12月は20万円、17年1月から同年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月から同年12月までは18万円、18年1月は12万6,000円、同年2月は15万円、同年3月及び同年6月は18万円、同年10月から同年12月まで、19年2月、同年4月、同年7月、同年9月及び同年10月、同年12月及び20年1月、同年3月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成21年9月1日から22年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年4月及び同年5月において、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該事業所における標準報酬月額に係る記録を同年9月から22年8月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月1日から23年6月3日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から実際に受け取っていた給与支給額に比べ低くなっている。私は、申立期間のうち一部について、給与支払明細書を持っているので、申立期間について、私が受け取っていた給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成14年12月1日から23年6月3日までの期間に係る年金記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成14年12月1日から21年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年8月1日から23年6月3日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 特例法を適用する期間について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、特例法を適用する期間のうち、平成14年12月1日から21年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している給与支払明細書（当該月の給与は翌月に支払い。以下同じ。）において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、14年12月、15年3月及び同年4月は26万円、同年5月は18万円、同年6月は16万円、同年7月は22万円、同年8月は18万円、同年12月及び16年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は19万円、同年12月は20万円、17年1月から同年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月から同年12月までは18万円、18年1月は12万6,000円、同年2月は15万円、同年3月及び同年6月は18万円、同年10月から同年12月まで、19年2月、同年4月、同年7月、同年9月及び同年10月、同年12月及び20年1月、同年3月は17万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見

合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、特例法を適用する期間のうち、平成15年10月、18年4月、20年4月及び同年7月から21年5月までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれかが、オンライン記録上の標準報酬月額と比べて低額又は同額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、特例法を適用する期間のうち、平成15年1月及び同年2月、同年9月、同年11月、16年1月、同年5月及び同年6月、同年9月から同年11月までの期間、18年5月、同年7月から同年9月までの期間、19年1月、同年3月、同年5月及び同年6月、同年8月、同年11月、20年2月、同年5月及び同年6月、21年6月及び同年7月については、申立人は、給与支払明細書等を所持していないことなどから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 厚生年金保険法を適用する期間のうち、平成21年9月1日から22年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20万円と記録されている。

しかし、前述の給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成21年4月から同年6月までの期間に支払われた給与（平成21年3月から同年5月までの給与）のうち、支払基礎日数が17日に満たないため計算の対象とならない同年6月を除く同年4月及び5月に支払われた給与については、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年9月から22年8月までは26万円に訂正することが必要である。

一方、厚生年金保険法を適用する期間のうち、平成21年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が、標準報酬月額の決定又は改訂の基礎となる20年5月（平成20年6月支払い分）の給与支払明細書を所持していないことなどから、当該期間に係る報酬月額を確認できない。

また、厚生年金保険法を適用する期間のうち、平成22年9月1日から23年6月3日までの期間については、前述の給与支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までの期

間において、標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、当該標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで
私は、昭和48年1月に住居近くのA市役所B支所で、自ら国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月26日にA市役所B支所に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人は、48年1月31日に国民年金の加入手続を行ったことが、同市の国民年金被保険者名簿により確認でき、当該加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、申立人は、同支所の窓口で納付することはできなかつたものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が昭和47年度の国民年金保険料を昭和48年3月28日に一括して現年度納付したことが、申立人が所持する国民年金手帳により確認できるものの、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するために必要となる過年度保険料納付書について、「受け取った覚えが無い。」と述べていることを踏まえると、申立人は、47年度の国民年金保険料についてはA市発行の現年度保険料の納付書により納付したものの、過年度保険料である申立期間の国民年金保険料については納付していないと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年8月までの期間、40年10月から44年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び同年6月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 40 年 10 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月まで

私は、部落長に勧められて、昭和 39 年 4 月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、申立期間①当時は部落長の集金により、申立期間②、③及び④当時は A 市役所の窓口で納付した。免除申請をした覚えは無い。領収書は紛失して、現在は所持していないが、国民年金保険料を納付していたので、申立期間①が未加入とされ、申立期間②、③及び④の国民年金保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 9 月 7 日以降に A 市に払い出されていることが確認でき、当該払出しの時点では、当該期間は過年度保険料となり、集金人に納付することができなかったものと考えられることから、申立内容とは符合しない上、申立人が所持している年金手帳の資格取得欄には「昭和 40 年 10 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金保険料の申請免除を認められていることが、申立人が所持する年金手帳の国民年金印紙検認記録欄、A 市が保管する「国民年金保険料納入カード」及び「国民年金保険料徴収簿」により確認でき、40 年 10 月から 41 年 3 月までの期間については、当該期間の直後の期間に免除申請を

行っていることなどを踏まえると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間③及び④については、申立人が所持する年金手帳の国民年金印紙検認記録欄及びA市が保管する「国民年金保険料徴収簿」の集金人印欄及び市係員印欄のいずれにも国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されていない上、申立期間④については、当該期間の直後の昭和47年4月から48年3月までの期間は申請免除を認められていることが確認でき、申立人が申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 10 日まで
② 昭和 32 年 2 月 4 日から 38 年 12 月 21 日まで

私は、結婚のためにA社B工場を退職した当時は、脱退手当金の制度や手続について、全く知らなかった。脱退手当金を受け取った覚えが全く無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日である昭和 40 年 7 月 27 日の 10 日前の同年同月 17 日付けで申立人の氏名変更及び生年月日訂正が行われたことが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認でき、当該氏名変更及び生年月日訂正は、当該脱退手当金の請求手続に合わせて行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 2 日から 27 年 3 月 2 日まで
② 昭和 27 年 3 月 2 日から 33 年 12 月 28 日まで

私は、昭和 33 年 12 月に A 社 B 工場を退職して帰郷したが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 3 月 31 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、34 年 2 月 2 日付けで、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者欄において、申立人の前後に記載されている 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 12 月 28 日の前後 2 年以内に資格喪失した者であって、同社で 2 年以上の被保険者期間がある女性被保険者 35 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済みとなっている 24 人全員（申立人を含む。）が、資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前

であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
申立期間については、私が昭和 42 年 9 月 21 日に脱退手当金を受給しているとのことであった。

しかし、私は、A国へ移住のためにB社を退職後、すぐに渡航しており、脱退手当金の支給日には同国在住の長兄宅に居住していた。また、私は同社から脱退手当金の制度に関する説明を受けた覚えは無く、退職後に退職金や脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄年金事務所が保管している申立人に係る、「脱退手当金裁定請求書」（受付日は昭和 42 年 8 月 4 日）及び「昭和 42 年分退職所得の源泉徴収票」において、住所欄には、申立人の婚姻前の本籍地で、かつ、申立人の実家（帰省先）と同一となっている上、申立人などから聴取したところ、次兄夫婦が当時住んでいたとする所在地が記載されており、「脱退手当金計算書」の「振込先金融機関店舗又は送金先銀行郵便局」欄には、上記の住所地に最寄りの「C郵便局」と記載されていることなどから、申立人の意思に基づき、申立期間に係る脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 9 月 21 日に管轄社会保険事務所（当時）において支給決定されていることが確認できるとともに、当該期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、前述の「脱退手当金裁定請求書」等の関係書類に支給を疑わせる記載は確認できないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月18日から28年5月12日まで
② 昭和28年5月13日から33年5月11日まで

申立期間については、私が昭和33年10月28日に脱退手当金を受給しているとのことであった。

しかし、私は、夫の転勤のために申立期間②に係るA社を退職しているが、当該事業所から脱退手当金の制度に関する説明を受けた覚えは無く、退職後に退職金や脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約5か月後の昭和33年10月28日に支給決定されているところ、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②におけるA社に係る健康保険厚生年金保険に関する被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年5月11日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者14人（申立人を除く。）の支給記録を調査したところ、4分の3を超える11人に支給記録が確認でき、この全員が各々の資格喪失日から5か月以内に支給決定されていることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていたことがうかがえる。

なお、脱退手当金の支給記録の確認できる前述の女性被保険者11人のうちの2人は、A社に係る厚生年金保険の資格喪失日が、申立人と同一の昭和33

年5月11日となっているところ、いずれの被保険者も、脱退手当金の支給決定日は申立人と同一日となっている。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに著しい不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月頃から34年8月頃まで

私は申立期間中、A社B事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は正社員だったと思うが、私が持っている申立事業所の従業員寮の前で写した写真などにより、当該事業所で間違いなく働いていたことが分かるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している従業員寮の前で写したスナップ写真のほか、申立人の戸籍の附票により確認できる当時の住所地は、申立事業所の本社が自社の従業員寮の所在地であった旨回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B事業所は平成13年3月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所を引き継ぐA社本社では、当時の賃金台帳や労働者名簿は保管していないものの、保管している申立期間の厚生年金保険の加入者台帳や被保険者資格の得喪に係る届書の中には、申立人に関する記録を確認できないことなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。その上で、申立人に関する記録が保管している資料により確認できないこと等から、申立人については正社員ではなく臨時工か季節工として雇用されていた可能性がある旨回答している。

なお、A社本社では、当時の事情は不明であるとしながらも、保管する資料

により、同社B事業所では、申立期間の後の昭和35年5月1日以降には「臨時工及び季節工の厚生年金保険の加入に関しては、その雇用期間が2か月を超える者は、従来加入していた日雇健康保険を脱退し厚生年金保険等に加入する」との記載があると回答している。

また、申立人が姓のみを挙げた申立事業所における元同僚5人及び氏名を挙げた元上司の計6人は、オンライン記録では、厚生年金保険の加入記録が確認できないとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に掲載されている被保険者のうち、連絡の取れた7人から聴取したものの、いずれも申立人の氏名を覚えていないとするのみであり、申立期間に係る同保険の適用の有無について供述等を得られない。

さらに、前述の連絡の取れた7人中5人はいずれも、申立事業所に入社後正社員となる前の臨時工又は季節工として勤務した1年1か月から2年間には厚生年金保険に加入していなかったと供述していることを踏まえると、当該事業所では当時、一部の従業員を同保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。